

平成 22 年度第 1 回高知県社会福祉審議会議事録

- 1 日 時：平成 23 年 1 月 17 日（月）18：00～20：00
- 2 場 所：高知県共済会館 3 階大会議室「桜」（高知県本町 5 丁目 3－20）
- 3 出席者：委員 28 名中 22 名出席、県職員 14 名出席
- 4 内 容：
 - (1) 開会
 - (2) 地域福祉部長挨拶
 - (3) 新任委員の紹介
 - (4) 議事
 - ①地域福祉支援計画等の策定について
 - ・事務局から、資料 2、3 により説明を行った。
 - ・質疑応答、意見等
 - ②高知県地域福祉支援計画（原案）について
 - ・事務局から、資料 3 により説明を行った。
 - ・質疑応答、意見等
 - (5) 質疑意見等
 - ①地域福祉計画等の策定について
 - ②高知県地域福祉支援計画（原案）について
 - 高知型福祉というねらいは何か。他の県と違うところはあるか。
(事務局) 住みなれた地域で必要なサービスがどの地域にいても受けられるような環境整備を進めていくのが高知型福祉の実現をめざした具体的な取り組み。それを進めていく上で、大きくは 21 ページ、22 ページの小規模多機能拠点、地域福祉の活動拠点の整備、地域の見守りでの早期発見、地域の課題に対応した制度サービスだけでなく、地域での支え合いの活動を進めていくことにより、必要なサービスがどこの地域で暮らしても提供できるという体制を整備していくことが大きな取り組み。
支援の必要な人を早期に地域で発見し、地域全体で支援していく地域包括支援ネットワークシステムを、現在、取り組みが進んでいるところもあり、具体的に各市町村でそういった仕組みが具体的に動きはじめるということを大きな 2 つの目標としている。
 - 今、県の地域福祉計画（原案）を聞き、民生委員で日々思っていることを網羅していて、非常に感謝している。
2、3、気がついた点は、これからの福祉というのは住民を巻き込んだ福祉活動計画というのが必要になってくると思う。今までは、行政や民生委員、ボランティア、社会福祉協議会といったひとつの専門的な福祉の機関が連携しながら行っ

てきた。

そのような状況の中で、住民を巻き込んだ福祉活動計画に、力を注いでいただきたい。私たち民生委員も当然に行っていかなければならない問題と思う。

もうひとつは、計画の中で地域包括支援ネットワークシステム。今までの地域と、福祉活動は縦割りの福祉活動が非常に多いと思う。縦割りの福祉活動では、これからの福祉活動ができない。福祉に携わる機関、住民を巻き込んで横断的な福祉活動を行っていかなければならないと思うので、是非、この点にも力を入れていただきたい。

もうひとつは、民生委員の立場で。民生委員のなり手が非常に少なくなる原因は過疎化や高齢化にあると思う。また、民生委員の活動が難しくなってきた。やはり、民生委員が活動する上では、地域の状況を十分把握しなければいけない。この中には個人情報もある。支援が必要な人の情報が入りにくいという声がある。そういう点を、県として今までいろいろ努力をしていただいていると思うが、いまだに必要な情報を提供しにくいという市町村がある。この点について、県や行政が指導し、情報提供していただくように努力していただきたい。この3点をお願いしたいと思う。

(事務局) 先程の1点目、住民を巻き込んだ地域福祉活動の推進というところでは、最後に説明したが、市町村の地域福祉計画と活動計画が来年度多くの市町村で策定されるようになる。その中では、具体的に地域の中で一定の小地域内で住民の方々との話し合いの場というのが最終的に住民の方々の理解を深めていただき、実践活動につなげていくことになり非常に重要となる。

この計画策定を行っていくにあたり、住民との座談会などを地域の中でしっかり行っていただくよう、県としても支援をしていければと考えている。

2点目の地域包括支援ネットワークシステムは、現在、行政が非常に縦割りであるという中で、システムの中に地域福祉の拠点を位置付け、縦割りの影響をなくすといった部分もある。住民からの相談には地域福祉の拠点が一定受け付けた上で、そこでできることと行政につないでいくことといったようなことのより分けをする中で、総合相談窓口としての機能としても今後は取り組んでいく必要がある。もちろん、そういった情報を行政と共有していくということが必要だと考えている。最後の個人情報の提供の関係は、これまで何回か民生委員からもいろいろ課題としてご指摘をいただいている中で、現在、市町村の条例上で個人情報として提供できることを整理することとあわせて、これまでに市町村から個人情報を提供されなかった具体的な事例について情報提供していただき、それを県として、文書情報課や法務課などと連携して整理し、市町村に対して一定の個人情報を提供できるようにガイドライン的なものを作成していきたいと思う。これに関しては、民生委員に対しても具体的にどういったことで、どういった仕組みで個

人情報を取り扱うかといったようなことを研修も行うとともに、市町村側に対しても市町村振興課などを通じてそういったガイドラインの内容などをしっかり理解をしていただき、市町村によってばらつきがないような取り組みを進めていけたらと考えている。

- 計画（原案）は、それぞれの課題に対して、よく整理をされていると思う。それぞれの取り組みも具体的に考えられていると思うが、今年度から各市町村で福祉計画を策定していく中で、実行していくために一番重要なのはマンパワーだと思う。マンパワーが各市町村によって格差がでてくる可能性がある。これをどのように格差をなくし、それぞれの住民の皆さま方が安心して生活が営まれる環境をつくれるかどうか、そういう意味で県がどれだけいろいろな角度から支援できるのかということが重要になってくる。そのあたりの考え方をどのように認識されているのか。

（事務局） 既に一部の市町村では具体的な取り組み、現状把握や地域の実態把握などが進められている。

市町村の活動状況に応じ、具体的に実態把握を行うためにはどういったことをすれば良いのかという取り組みを、一緒に汗をかくような場を設けて、市町村の状況に応じた活動支援を行う体制づくりを県と県社協で進めていきたいと考えている。

具体的な状況は各市町村によって異なるので、市町村の主体性を活かした上での取り組みを支援していくというところは、県と県社協で支援を行っていくという事で進めていきたいと考えている。

- 非常に子どももニーズキャッチというのは難しい。個人情報保護法の大きな壁を、どうしても超えることができない。行政が、もう少し情報を公開できるよう、どの程度なら公開しても良いかという基準をたててもらえれば、かなり民生委員も含めて障害者団体の活動も行い易くなるが、そのあたりはどのようにお考えか。

（事務局） 民生委員は、一定の守秘義務等もあり、個人情報の提供は、先程お答えしたように、例えば、災害時要援護者の情報などは市町村の条例でも規定をしている。具体的な個人情報の提供の中身としては、災害時要援護者の取り組みまでは守秘義務がかかっている民生委員・児童委員に対しては一定可能ではないかといったようなことが考えられる。

そのほかの団体などは、一定、市町村の条例が基本になり、そこで検討していただいた上で、必要性を認識され、市町村が個人情報の提供を行うといった状況になると考えている。

- 本当に財政が厳しい中で、高知県の地域福祉をどう考えるかということを踏まえて、いろいろなアイデアがあって非常に感銘を受けた。

3点おうかがいしたいと思う。高知県社会福祉協議会の中で、民生委員の運営な

どに携わっている立場からお伺いする、とにかくお金がないのだから地域住民・行政と一緒に支援を要する方をサポートしていくという考えが高知型福祉。それゆえ、民生委員・児童委員は非常に重要だが、恒常的に数が確保されない地域がある。民生委員・児童委員を確保するために、これまでの地域ではなく、1人が担う担当地区を広域にして民生委員を任命するという状況がある。

これだけ民生委員・児童委員の役割が増えていく中で、民生委員・児童委員も高齢化し、70代や60代後半の方がいる。地域の方でないということもある。民生委員・児童委員の数を増やすにはどうしたらいいかというのは基本計画の中には盛り込まれないか。計画（原案）に書かれているのは民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり。民生委員・児童委員になってもらおうという考え方かもしれないが、それだけではなかなか地域福祉を担われる民生委員・児童委員を確保していけない状況にあるのではないかと思う。もう少し突っ込んだ基本方針みたいなものを考えてはどうか。

2つ目、高知型福祉は、小規模でいろいろなことを多機能で行わなければいけないというのは、その通りだと思う。お金があるところはいいが、お金がないところはこのように行うしかないと思う。

28 ページには、地域包括支援ネットワークシステムを構築する中で、特に市町村の相談窓口を総合的に強化するとなっている。一方では、障害者や児童に関することの中で、専門性というのが非常に重要になっていると思う。総合性と専門性というのは矛盾する部分があるのではないかと思う。児童虐待の検証委員会の中にも入らせていただいているが、専門家でもなかなか相談に対応するのは難しい。なおかつ、総合的に相談窓口を設けるといわれるとき、どうやって総合的であり、なおかつ専門的な職員を育てていこうとされているのか、その基本方針を示していただければ。それについての考えをお聞きしたいのが2点目。

3点目は、児童あるいは幼児・子どもが、地域に住んでいる。そこへの福祉ということも重要になる。その説明はとばされたが、38 ページ以降に書いてある。県の具体的な取り組みの中には地域支援者会議というものがある。38 ページの一番下の地域支援者会議は要保護児童対策地域協議会の内部組織として位置付けて取り組むこととなっている。この地域支援者会議は要保護児童対策地域協議会とどういう関係になるのかというのを教えていただきたいと思う。要保護児童対策地域協議会というのは非常に重要で、支援を要する子どもたちをどうやって支援し取り組むかということの中心になっている協議会で、非常に重要だと思っている。そこに、さらに地域支援者会議という会議を設けることの意味を教えていただければと思う。

(事務局) 1点目の民生委員・児童委員の数のところまで突っ込んでというところは、現在、一定の市町村の中で定数を定めている。なかなか民生委員・児童委員

のなり手が無いといった中で、例えば、大豊町などは一定のエリアを広げて定数を若干減らして民生委員をお願いしているといった状況にある。そうした中で、現在でも、高知市をはじめとしたところで民生委員が若干定数に足りていないといった状況もある。

非常に課題が難しくなり、活動自体も難しくなっているといった中で、お話しがあったように、民生委員・児童委員は、非常に負担感を感じているといった状況にあるので、定数の部分は、なかなか突っ込めない状況にある。

民生委員・児童委員と各市町村との中で、生活の状況や児童虐待の状況、自殺の状況など、地域の情報を共有する場を設けて、それに対して市町村や民生委員・児童委員とどのように役割分担を行い、取り組んでいくかというような一定の意見交換ができる場を来年度から市町村ごとに行っていく中で、民生委員の活動の連携と少し負担感になるであろうといったような活動の役割分担などが地域の中でしっかりできるような取り組みを具体的に進めていければと考えている。それについては、62 ページの県の具体的施策の中の5 番目になる。

市町村などと地域の現状や課題などについて、情報を共有するための定期的な意見交換会などを現在行っている市町村もあるが、具体的に、定期的にそのような情報を1、2 回行うようなことにはなっていないところもたくさんあるので、そういった取り組みを進めていければと考えている。

それから、28 ページの地域包括支援ネットワークの総合相談窓口というのは、具体的に高齢者に対しての総合相談窓口は、地域包括支援センター、障害者であれば、いわゆる福祉の担当部署が行うということ。そういった機能強化、住民の方の相談を受けた中で、一定の具体的な相談に対して支援が必要なところにしっかりつなげるといった専門職の育成と、支援の必要な方に対していろいろな支援を使ってその人を総合的に支援していくようなコーディネート機能などを具体的に向上していく必要があるのではないかと考えている。

具体的な専門性の中身を、どういった専門性までということとはなかなか踏み込んでいけない部分があると思う。

それと、児童の関係で38 ページのところ、少し説明を省略した。支援を要する児童に対する保健・医療・福祉・教育の連携体制の現状課題のところ、3 つ目のマルのところ書いているが、現在、市町村において要保護児童に対する地域協議会は県内全市町村で設置されている。その中で、関係者の方が情報共有し、どういった支援を行うのかといったような取り組みを決定し、関係機関はそれぞれの役割分担のもとで支援をしていくという取り組みを進めている。

対象地域が広いなど、高知市のような市町村では、ひとつの要保護児童に対する地域協議会では、すべて個別の支援計画をたてて進行管理を行うことがひとつの地域協議会の中ではなかなかできにくい。例えば、中学校区などで要保護の家庭

や児童を地域で関係者の方が見守り、状況の変化を早期にキャッチして、具体的な専門機関につなげるといったような取り組みを進めていく必要がある。現在の高知市ではそういった取り組みを進めている。少ないですが、中学校区では2つの中学校区で地域支援者会議の取り組みを進めて、その取り組みの状況を要保護児童実行委員会の中に報告をしていくということを進めていければというように考えている。位置付けのところは、41 ページの一番右の端に児童家庭相談ということで、福祉の窓口ということで、いわゆる福祉の窓口が児童家庭相談の窓口となっている。その下の中に要保護児童対策地域協議会の構成を書いている。

この協議会は、関係者の関係機関の代表者が入った代表者会議というのがある。その下にすべての個別ケースの進行管理が一番重要な会で、実務者会議というのがある。

また、個別ケース検討会議があり、地域支援者会議は実務者会議と個別ケース検討会議の中間に位置付けて個別ケースでもかかわり行うし、地域の要保護児童の方々の地域の状況の進行管理を行っていく機能を担いながら実務者会議に状況を報告していくといった取り組みを進めていければと考えている。

個人情報との関係などもある中で、要保護児童地域協議会の中に位置付けて取り組んでいくことが必要ではないかと考えている。そのような位置付けを行い取り組みを進めていくことで理解をいただければと思う。

- かなり細かく網羅的に計画が入っているので大変ではないかなという感じがする。実務的にPDCAで行うということで、計画目標は定性的な目標で仕組みづくりを行うということが当然なことになっているが、仮に計画の進行管理をPDCAで行うとき、そのあたりが5年間で、なかなか大変だと思う。こういった達成レベルを目指していくのか。

項目ごとに県の具体的な施策があるので、それをひとつずつ5年間でということは、なかなか大変ではないかなということも含め、実務的に計画目標は難しいと思う。計画目標が、なければ逆にないで定性的な計画で相変わらずになる。

今後の姿というのは、ひとつ必要かなという感じはした。

それから2つ目に、県の方からあったかふれあいセンターを含めて財政的支援をかなり引き継いで行っていくというお話とあわせて、人的支援ということが各項目にかなりでてくる。人的支援を市町村側からみたときに、あるいは住民からみたときに、どういう形で具体的に進められるかというのがやや具体性にかけている部分も見受けられた気がする。

この計画を進めていく中で、県の組織、あるいは市町村にといつたときに市町村側も大変で、マンパワーの話も出ており、市町村の規模等によってはもっとかみ砕いた形で行っていかないと、逆に高知型という、住みなれた地域でともに支え合いながら生き生きと暮らすことができる地域づくりというところがおろそか

になる心配もないわけではない。

市のなかでも、高知市と他の市では違う。町村でも町村によって、かなり進めてきたところと、まだまだというところもあるかと思うので、そのあたりの進め方も大変かなと心配をしている。

(事務局) 計画目標は、現在、定性的なところで少し示してあり、数値目標的なところをあげるのかどうかといったようなところ。

- そこまでいけるのかどうかということが、かなり厳しくなるかもしれない。

(事務局) PDCAサイクルで実施しなければいけないので、一定、県としての目標的なところを数値であげられるものがあるのか、ないのかを含め、現在、具体的に検討している状況。あまり細かいところまでは踏み込めないところがあると思うが、一定の数値はあげなければならないと考えている。

人的支援というところは、県も県社協も一緒になって、市町村と一緒に汗をかくといったようなレベルを考えている。具体的なイメージとしての部分は検討し、事務局体制的なところと一緒に入った中で具体的に計画を策定するなど、仕組みづくりを行う上で、計画づくりの中であがった課題に対してどういった支援の仕組みができるのかといったようなところまで、先進的な事例も含めて情報提供を行いながら、具体的な仕組みづくりと一緒に汗をかきながらつくっていければと考えている。

- 文章と計画の内容は、頑張ってまとめられているので、表現を含めて立派だと思う。5年計画の実効性をどのように行うのかということが期待される場所。社会福祉法第107条に基づく計画だというのが気になった。地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定が必要になるという説明があったが、6市町村が計画策定されているが、平成23年度でも計画が策定できないから平成24年度以降に策定するというところもある。

県の計画が、しっかりしたものができるのだから、市町村においてもそのような方向を踏まえてしっかりした計画を持って実行していくということが必要ではないかと思う。そういう意味では、幡多福祉保健所や安芸福祉保健所の管内などは重荷を背負っていると感じる。

県の指導体制、組織等について、どのように認識をされているのか聞いておきたいと思う。

それからもうひとつは、社協でアクションプランの活動計画を策定しているところが7市町村あり、一定の計画を策定し頑張っている状況。

これからいろいろ行っていく中で、私達が福祉事務所のケースワーカーを行っていた時代と比べ、非常に民生委員の活動範囲が多様化し、難しくなっている。個人情報保護法の問題もあり、それ以外でもいろいろ難しいなかで、自立的に活動されておられる。今後、多様な仕事を行うには研修経費や活動経費など、特に中

山間の場合はエリアが広いから、そういった今後、意義ある予算措置も行い、予算を確保し、内容の実効性を担保していくことが必要ではないかと思う。

その2点を達成していただきたい。

(事務局) 市町村の計画は、資料2で記載してある通りで、特に安芸管内は、計画を策定している市町村は室戸市だけ、市町村数が多い中で、今年度からも既にあったかふれあいセンターの活動などを通じて地域課題の把握に取り組んでいただいている。その中で、県の福祉保健所や県社会福祉協議会が、具体的な要請があれば地域に入って地域の座談会をどのように進めていくのかといったような取り組みを具体的に進めている。そのような取り組みを今後さらに組織体制も含めて強化をする中で具体的な市町村の計画、アクションプランの策定を支援していければと考えている。

現在、計画を策定している市町村でも、5年などの計画期間の周期がくる。計画の見直しなど、室戸市は今年度計画見直しを行うということで具体的に福祉保健所などとかかわりながら進めている。そのような取り組みをさらに強化していきたいと考えている。

民生委員の活動は、活動しやすい環境づくりといったことで、活動経費を昨年度から一定強化している。さらに、なかなか活動が難しいということで具体的な自殺対策や認知症対策などの取り組みの中で、具体的にサポーター養成ができるような研修なども今後さらに強化し、民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりに取り組んでいければと考えていることから、今後とも支援をお願いしたいと考えている。

- よく理解できた。私の町では日ごろから民生委員協議会の方々と我々のディスカッションをする機会がある。定数102名全員が確保されている。高知市などは、県出身で福祉行政に携わった人材もたくさんおり、市役所に勤めてレベルの高い行政の経験者などもたくさんいらっしゃる。その市町村で41名を超えて定数に足りていないということが放置されているということは市役所、福祉行政に対する姿勢があまりいいのか、その点を含め、是正されるのか。県全体でも民生委員・児童委員の定数に約80名足りないということで、それらは改善されているかどうかを聞いておきたい。

(事務局) 民生委員・児童委員は、70名弱が定員に足りない状況だったが、その後追加を行い、徐々にその数が減ってきている。特に、高知市は、追加推薦などを市役所に確認すると、1月にはすべてではないが追加推薦を行う予定もあり、徐々に定数に足りていない民生委員・児童委員の欠員は、一定埋まってくるのではないかと思う。

なお、その後は、高知市としても、行政のOBの方やそういった方々への声かけなども含めて、地域の自治会などに対しても、声かけをさせていただいているなど、

非常に汗をかいていただいております、徐々に欠員が埋まってくるのではないかと考えている。

- 昨年、高知県歯と口の健康づくり条例が制定された。その条例に従って日本一の健康長寿県構想に協力している。

非常に細かいところで、34 ページの連携体制の中で、右上の方にかかりつけ医というのがある。

データが出ていて、かかりつけの歯科医を持った人は持っていない人と比べたら健康長寿。後日、データが発表されると思う。認知症の割合は、歯をもっていない人と比べたら 1.9 倍ぐらいの差があるというデータがでてくる。

かかりつけ歯科医を持っている人と持っていない人も認知症に対して比べても 1.4 倍ぐらいの差があるというデータがでてくると思う。是非、かかりつけ医のところにかかりつけ歯科医を入れていただきたい。

それと同時に児童の例の方にも、虐待を受けている子どもは状態が悪いということもあり、治療・療養・管理・指導という連携をとるならば、ここにも、かかりつけ医のところにかかりつけ歯科医を入れておいて欲しい。

平成 22 年の速報値が出たということで、5 ページの人口減少・少子高齢化の進行というところに、速報値であっても最も近いデータを入れておけば良いと思う。

3 月に、もう一度審議するとすれば、その間にでてきたデータも新しいのがあれば付け加えていただければと思う。

(事務局) ご提案のことを検討させていただきたい。

- 会の最初に、高知型福祉の特徴は何かという質問があった。地域福祉支援計画の中の柱になるのは、今まで話しがありました地域包括支援ネットワークシステム。

地域包括支援ネットワークシステムは、全国に、まだない。国が地域包括ケアシステムとっているが、それと全く違う内容になっている。なぜ、そのようなものを今回の計画の中で柱にすえたかということ、地域の中の暮らしをみると、要援護の人たちがなかなかニーズを出して来ない。困っているという声を出されない。その声をどのように早くニーズキャッチできるかということがある。その入口をどうやってつくるのかということで、高知の場合はあつたかふれあいセンターという高知が持っている資源を一番身近な窓口として設定したということ。今までだと、ニーズが来るのを待つという手法でしたが、先程総合相談の話しがあったが、総合相談は従来のように来るのを待つのではなく、あつたかふれあいセンターのようなところが出ていく。高知県の場合は、これからどのように設定していくのか議論があるだろうと思うが、できるだけ早く見つけて、それを専門的な機関、高齢者だと地域包括支援センター、あるいは社協などにつなぐ。そこから訪問がはじまる。支援がはじまる。早期支援になる。

今まで、早期支援はばらばらだった。ネットワークを張ることで、今までの地域包括支援センターのような職員だけでなく、先程、歯科医師会の話は貴重なご提言だった。歯科医師会の皆さん等、民生委員も含めて入っていただき、いろいろな知見で1人のニーズを見ていく、そうすると総合的なところからニーズが見えてくる。それできちんとした方向を定めて、連携して対応するということになる。今日は、簡単な話しでしたが、実は仕組みの中にネットワークが3つも4つもつくられている。専門職のネットワークであり、さらに地域住民のネットワークであり、大きな特徴は地域住民と専門職が一緒になったネットワークを張っている小地域ケア会議。小地域ケア会議も、地域の中につくる。このようなケア会議をつくっているのは全国でもない。

高知の中に流れるような仕組みをつくり、早期発見と早期支援のネットワークとしてさらに地域住民の意識をつくっていく福祉教育。

先程、質問がありましたP D C A。活動の評価を仕組みの中に入れたのも大きな特徴。今まで行うだけ。評価を行うことで成果が見えてくる。ただし、地域福祉の場合は数値でなかなか評価しにくいという問題がある。それをどのように評価という中に入れていくのかというの、これからの大きな検討課題になると思う。評価を入れているのも大きな特徴。

いずれにしても8つぐらいの機能を込めて仕組みをつくり、動かしていく。そして高知型という従来いわれていた住み慣れた地域で最後までいきいきと暮らせるような暮らしをつくっていかうということになる。これを仕組みとして県で行うのは全国初。これはまさに胸を張って、高知型という形で行っていただければすごいことが起こると思う。新しいことで大変になる。市町村を含めていろいろなことが起こると思うが、計画の最初のデータでは、本当に暗いマイナスイメージばかりが続いている。5年後ぐらいを目途に、日々の暮らしの中で、全国にはない、いい暮らしが高知にはあるのだということが胸を張っていえるようなひとつの仕組みができれば素晴らしいことになるのではないかなと思う。いろいろな疑問や、意見があるだろうと思うが、是非、多くの意見を寄せていただき、一緒に汗をかきというところに入っていけたらと思うので、よろしく願いしたい。

● 特に意見のある方は。よろしいですか。

それでは、本日もたくさんの委員から貴重な意見をいただきました。その意見を踏まえて、地域福祉計画の原案が修正できるものは修正し、加えられるものは加えることとし、その上で県民の皆さまに意見を募集するパブリックコメントを実施するという方向で進めさせていただく。

パブリックコメントの結果を受けて、2月中旬には地域福祉の専門分科会をもう一度開き、その上で3月中に本会議の第2回目を開き、最終的な報告・原案がとりまとめられればと思う。

それでは、平成 22 年度第 1 回の社会福祉審議会をこれで閉めたい。

以上